知立市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

（議員提出議案第５号、参考資料）

改正後	改正前
（欠席の届出） 第２条　議員は、次に掲げる場合は、会議を欠席することができる。 （１）　議員が、公務のため出席できない場合又は負傷若しくは疾病のために療養する必要がある場合 （２）　議員が出産する場合又は議員の配偶者が出産するにつき補助する必要がある場合 （３）　議員の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間内である場合 （４）　議員が、育児、看護、介護その他の事由により会議を欠席することがやむを得ないと認められる場合 ２　会議を欠席しようとする議員は、その理由及び期間を付して、当日の開議時刻までに議長に欠席届（様式第１）を提出しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由により開議時刻までに提出できなかった場合には、その理由を付して原則翌日までに欠席届を提出することができる。	（欠席の届出） 第２条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
（欠席の届出） 第84条　第２条の規定は、委員会について準用する。この場合において、同条中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「様式第１」とあるのは「様式第１の２」と読み替えるものとする。	（欠席の届出） 第84条　委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 ２　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。
（協議又は調整を行うための場）	（協議又は調整を行うための場）

改正後	改正前
第159条　略	第159条　略
２・３　略	２・３　略
４　第２条の規定は、協議等の場について準用する。	
５　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。	４　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。